まなキキオンライン講読会第4弾 ミシェル・フーコー著『安全・領土・人口』

日時: 2021年11月30日(火) 18:00~19:30

範囲:一九七八年二月二十二日の講義「良心の指導」他

報告者: Nom

I. 司牧の分析(終わり)(P203~)

- ■フーコーがここまでの議論で示したかったこと:
- ・「ギリシアの思考は政治的権力を分析するのに牧者モデルに頼ることがほとんどなかった ということ」(P204)
- ・牧者というテーマについて、東方では高い価値を置かれていたが、ギリシアでは古典期 以前においての儀礼上の命名、或いは古典期のテクストでは、「行使されている権力のしか じかの形式―つまるところ局地的・局限的な形式」(P204)を特徴づけるために用いられて きた。

行使されている権力=「個人が宗教的共同体に対して、あるいは教育的関係や身体の手当などにおいて行使する権力」(P204)

- II. 東方やヘブライの伝承に対してキリスト教的司牧がもつ特有性(P204 L13~)
- ■フーコーがこれから示したいこと:

「キリスト教的司牧がじつは、とくに私たちがヘブライ的・東方的テーマとして標定しえたものを単に再開・置換・継続したようなものとはまったくことなるものだということ」 (P204)

ヘブライ的・東方的テーマと異なる三つの点

- ① 「キリスト教の思考によって豊かにされ変形され複雑化された」(P204)。
- ② キリスト教的司牧が「甚大な制度的ネットワークをもたらした」(P204)。 「司牧の制度化」=司牧はキリスト教において濃密・複雑・緊密な制度的ネットワークをもたらし、教会全体と同じ拡がりをもちうるものと主張し、実際そうなった。 (≠ヘブライ文明)
- ③ キリスト教における司牧は、「人間たちを操導し、指導し、引き連れ、導き、手を取り、操作する大いなる術をもたらした」(P205)。

| 「人間たちの後を追い、一歩また一歩と前に押してやる術、一生にわたって、 一歩また一歩と人間たちを集団的かつ個的に引き受けることを機能する術」(P205)

- III. 人間たちを統治する術 (P205 L7 あたり~)
- ■キリスト教における司牧の術(上記③):
- ・統治性の歴史的背景にとって、諸社会・諸文明の歴史において重要。

この司牧(司牧的権力)は、人間たちをしかじかの法や主権者に服従させるのに用いられる手法とは同一視・混同されえないと思います。それは子ども・少年・若者を育成するのに用いられる方法とも同一視されえない。人間たちを言い負かし、説得し、多かれ少なかれ意に染まぬ方向へと誘い入れるために用いられる方法とも同一視されえない。つまり、司牧は政治とも教育法とも修辞とも一致しないということです。(P205)

■フーコーの問題意識:

- ・「統治性の起源、統治性の形成される点、結晶化する点、萌芽の生ずる点はこちら側に探し求める必要がある」(P205)
- ⇒近代国家は、統治性が政治的実践になったときに誕生したと考えられるが、キリスト教的司牧はこのプロセスの背景となるのではないか?
- ・ヘブライにおける牧者のテーマとキリスト教的司牧との間にある隔たりは、「諸個人や諸 共同体に対する統治(司牧的指導)と統治術の発展(十六—十七世紀から始まる政治的な 介入の場の限定とのあいだの隔たり)」(P206 L1)である。

■本講義の目的:

「司牧的実践とともにあり、けっして抹消されたことがないと思える考察、また実践において当初から描き出されていたいくつかの特徴をしるしづけたい」(P206)

<素描のためのテクスト>

ョアンネス・クリュソストモス『司祭職について』/キュプリアヌス『書簡集』 アンプロシウス『司祭の任務について』/グレゴリウス・マグヌス『司牧の書』 カッシアヌス『談話集』『共生修道制』/ヒエロニュムス『書簡集』 ベネディクトゥス『諸規制』

■司牧の特有性

- (1) 救済:司牧の本質的・根本的な目標とは諸個人を救済の道へと引き連れていくこと
- (2) 法:諸個人や諸共同体が実際に命令に従っているか見守らなければならない。
- (3) 真理:人が真理を受け容れ、信じ、唱えるという条件があってはじめて救済に至ったり、 法に従ったりすることができる。
- ⇔司牧が定義されるのは、別の水準においてである (P208)。

(1) 救済 (P208 L6~)

■キリスト教的牧者と羊たちの関係=「全面的かつ逆説的に配分的なもの」(P209) 全面的=「牧者は万人の救済を確保しなけらばならない」(P209) 逆説的に配分的=「牧者は一頭の羊の救済に対して群れ全体の救済に対するのと同じだけの配慮をおこなわなけらばならない」(P210)

- ■全面的かつ逆説的な配分性という原則に追加される四つの原則
- a. 分析的責任の原則 (P210 L15)

「牧者は、それぞれの羊がおこないえたあらゆることについて勘定立てて説明 しなければならない」(P211 L1)。

b. 網羅的・瞬間的移転の原則 (P211 L8)

「羊の功徳と罪過が牧者へと網羅的・瞬間的に転移される」(P211 L16)。 それぞれの羊の功徳と罪過、おこなったことのそれぞれ(善も悪も)を自分の 行為とみなさなければならない。

c. 犠牲の反転の原則 (P211 L18)

「羊たちを救済するには牧者は死ぬことを受け容れなければならない」(P211 L20)

↑良心の指導に関する諸問題が立ったときにアクチュアリティを帯びた。

- ・「他の者の良心を導く者(良心の襞に分け入る者、犯した罪やさらされた誘惑を委ねる相手、つまり悪を見て取り、確認し、発見するよう要請されている者)は、まさに誘惑にさらされているのではないか」(P212 L11)。
- ・彼に対して明らかにされるその悪は、彼を誘惑にさらすのではないか?
- ・牧者が羊の魂を救済するときに自分の魂の死にさらされることになるのではないか?
- = 「牧者が救済されるのはまさしく、他の者たちのために自分が死ぬことを受け容れたとき」(P212 L18)
- d. 交互的対応の原則 (P212 L20)

「羊たちの弱さが功徳となって牧者の救済を確保するように、その逆に牧者の 過ちや弱さは羊たちの教化における一要素となる」(P213 L17~)

- ⇒キリスト教的牧者は功徳と罪過の精妙なエコノミーにおいて行動する。
- 一大エコノミーの中で最終的な決断を下すのは神で、牧者はたえず管理しなければ ならないけど、牧者と羊たちの救済を確保してくれない。

(2) 法 (P214 L20)

■キリスト教的司牧が組織したもの=「純粋な服従の審級」(P215 L18) 牧者は本質的には、それぞれの魂を引き受けるべき牧者である。

キリスト教的牧者は、法、すべての人間に適用される神の意志、構成員すべてに適 用される教会(ないし共同体)を知らしめるべき者であるが、行動様式は個人化さ れている。

≠ギリシア市民は、①ポリスの命令、②人間たちの修辞でしか導かれなかった。 ≠ユダヤ教は法の宗教である。

- ■キリスト教的司牧:「羊と羊を導く者との関係が全面的依存の関係」(P216 L20)
 - ① ある個人の他の個人に対する服従関係

従う者「スプディトゥス」=・誰か別な者に捧げられ与えられている者

・全面的にその誰か別な者の意のままになる者

② 最終的な目的のない関係 (P219 L3)

キリスト教的服従の目的=「服従する者になるため、服従状態に到達するため」 (P219L11)

≠ギリシア人:何らかの結果に到達するため別の者に相談する。

謙譲=服従関係を際限なく延長し、自分自身の意志を諦めるということ

謙虚=自分自身の意志はすべて悪い意志だと知っているということ

服従の先にめざすもの=「アパテイア」(情念をもたない、受動性をもたない)

(P220 L8)

「人は諦めることで師となる」(P220 L18)

- ③ 牧者は、「命令に従って、命令を下す立場に立つ必要がある」(P221 L14)。
 - =「服従の全般化された領域」

⇒羊は牧者と全面的な隷従関係として生きなければならないし、牧者も牧者という 任務を、奉仕であるかのように感じなければならない。

「個人化の様態」=私なるものを肯定するだけでなく、破壊をも含意する個人化。

(3) 真理

■「牧者は自分が範を示すことで、自分自身の生によって教えるのでなければならない」(P222 L18)

牧者はすべての人に対して同じように教えるわけではない。

新しい点:

- ① 日常的操業の指導でなければならない (P223 L9)
- ② 牧者は真理ではなく、良心を指導しなければならない。
- ■古代における良心の指導
- ① 本人の意思を前提として、指導されたいと思うものが指導してくれと言う
- ② その場限りのもので、一生にわたって指導されることは無い。
- ■キリスト教の実践において見られる良心の指導(P225
- 本人の意思にもとづいているわけではない。
- ② 恒常的になされる。
- ③ 良心の試験:

実際に、良心の指導という道具立ての一部をなすものだが、キリスト教の場合

は個人に自己統御を確保するという機能をもたない。

=「人が自分で良心を試験にかけるのは、他の者への依存関係をさらにしるしづけ、さらに深くつなぎとめるため」($(P225\ L17)$)

古代においては「統御の道具」⇔キリスト教においては「依存の道具」

■キリスト教的司牧の根本的・本質的な特徴

(1)救済:「救済という問題をその一般的テーマ設定において捉え、その包括的の内部に功徳の一大エコノミー(循環・移転・反転の一大技術)を滑り込ませるという形式を取る権力」(P226 L7)

(2)法:「方途の関係を斜めに捉えて、あるタイプの服従関係をしつらえることになった」=「個人的・網羅的・全面的・恒常的な関係」($P226\ L11\sim12$)

(3)真理:権力・調査・試験(自己の試験、他の者たちの試験)の構造・技術を設置 →しかじかの真理(秘密の真理、内面の真理、隠された魂の真理)が、牧者の権力 の行使される境位となる。

IV. 結論

■個人化の様態(P227 L4~)

- ① 分析的同定に関わる個人化:「ある解体の働きによって定義される。その解体の働きが 各瞬間に、功徳と罪過のバランス・働き・流通を定義づける」=
- ② 隷属化による個人化:個人の中心的・中核的形式としての自分・自我・利己主義といったものを排除した隷従のネットワークによって働く。
- ③ 主体化:内面の、秘密の、隠された真理の生産によって獲得される。

■司牧は二つのしかたで統治性の端緒となっている(P227 L16)

- ① 法・救済・真理より下に他のタイプの関係をしつらえるさまざまな対角線によって
- ② 功徳が分析的なしかたで同定される主体、服従の連続的ネットワークにおいて隷属させられる主体、自分に課される真理の抽出によって主体化される主体の構成によって